

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 イオン県央ショッピングセンター
所在地 燕市井土巻字切間710
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) 午前9時（ただし年間150日は、開店時刻：午前8時）
(変更後) 午前8時
 - ・イオンリテール株式会社以外
(変更前) 午前9時（ただし年間60日は、開店時刻：午前8時）
(変更後) 午前8時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後11時30分（ただし年間150日間は、午前7時30分から午後11時30分）
(変更後) 午前7時30分から午後11時30分
- 3 変更を予定する年月日
平成24年6月1日
- 4 変更の理由
営業計画変更のため。
- 5 届出年月日
平成24年4月27日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、燕市商工観光部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成24年5月11日から平成24年9月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp